

議案第 1 1 号

飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 9 年 2 月 2 7 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

飛騨市総合政策審議会の設置に伴う改正

## 飛驒市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例

飛驒市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年飛驒市条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表条例で設置する附属機関の構成員の部総合計画審議会委員の項の次に次のように加える。

総合政策審議会委員	日額 6,000円
-----------	-----------

### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行			改正案		
本則・附則 略			本則・附則 略		
別表（第2条、第7条関係）			別表（第2条、第7条関係）		
区分	報酬	費用弁償	区分	報酬	費用弁償
監査委員の部～民生委員推薦会委員の部 略			監査委員の部～民生委員推薦会委員の部 略		
条例で設置する 附属機関の構成 員	都市景観審議会委員の項～特殊旅 館等建築審査会委員の項 略	略	条例で設置する 附属機関の構成 員	都市景観審議会委員の項～特殊旅 館等建築審査会委員の項 略	略
	総合計画審議 会委員			総合計画審議 会委員	
	農村地域工業 導入促進審議 会委員			農村地域工業 導入促進審議 会委員	
	国民健康保険運営協議会委員の項 ～放置自動車等廃物判定委員会委 員の項 略			国民健康保険運営協議会委員の項 ～放置自動車等廃物判定委員会委 員の項 略	
その他の非常勤の職員の一部 略			その他の非常勤の職員の一部 略		

## 飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例（案）要旨

### 1 改正の趣旨

飛騨市総合政策審議会の設置に伴う改正

### 2 改正の内容

非常勤特別職となる審議会委員に対し、報酬及び費用弁償を支給する必要があることから、飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年飛騨市条例第53号）に新たに位置付けるもの。

### 3 施行日 平成29年4月1日